

アジアにおける植物品種保護制度整備支援事業

【令和5年度予算概算決定額 39（38）百万円】

<対策のポイント>

アジア各国の「植物の新品種の保護に関する国際条約」（UPOV条約）に基づいた植物品種保護制度の整備のため、UPOV制度のベネフィットの周知・啓発、法整備支援、地域内の審査協力の取組を支援します。

<事業目標>

今後10年間でアセアン加盟国10か国の過半がUPOV加盟 [2027年まで]

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. UPOV制度のベネフィットの周知・啓発

UPOV条約に即した植物品種保護制度の導入の社会経済的インパクトを把握するとともに、各国のハイレベル等にUPOV制度のベネフィットを周知・啓発します。

2. UPOV条約に即した法整備の支援

UPOV事務局の法令専門家による各国の法令協議、各国担当官向けのワークショップ等を実施します。

3. 地域内における審査の協力

UPOV加盟国間の出願・審査手順の調和のための取組や、審査の地域内協力の枠組みづくりを支援します。

○ 東アジア各国のUPOV加盟状況 (2022年12月)



■	UPOV91年条約加盟
■	UPOV78年条約加盟
■	UPOV非加盟

※ ミャンマー、ブルネイではUPOV条約に即した国内法が整備された。

アセアン諸国のUPOV加盟

- 国際水準で新品種が保護される環境が整備される
- アセアン各国：品種開発が進み農業が発展する
- 我が国：日本の新品種が海外で保護される

審査手続
の調和・
負担軽減

地域内での審査の相互
協力、体制強化

法制度・
実施体制
の整備

UPOV条約に即した法整備の支援

UPOV
制度の
理解向上

UPOV制度のベネフィットの周知・啓発

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】 輸出・国際局新興地域グループ (03-3502-5913)
輸出・国際局知的財産課 (03-6738-6444)